

土地価格等縦覧帳簿・ 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

平成 16 年度土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。これにより自己の土地や家屋の価格を、ほかの土地や家屋の価格と比較することができます。

縦覧帳簿の記載内容

土地価格等縦覧帳簿

所在・地番・地目・地積・価格

家屋価格等縦覧帳簿

所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格・
建築年

※所有者の氏名・住所および非課税地は記載されていません

家屋価格等縦覧帳簿

市へ家屋の固定資産税を納税している人
※納税義務者でない場合または法人の場合は、納税義務者の委任状が必要です

持ち物

自己の納税通知書、課税明細書あるいは身分を証するもの(運転免許証、健康保険証など)

手数料

無 料(写しの交付は行いません)

期 間

4月1日(木)から30日(金)まで
午前8時30分～午後5時
(土・日曜日、祝日を除く)

場 所

税務課(市役所西館1階)

縦覧できる人

市へ固定資産税を納税している人

※免税点未満により、固定資産税を賦課されていない人は縦覧できません

土地価格等縦覧帳簿

市へ土地の固定資産税を納税している人

平成 16 年度 固定資産税・都市計画税 の納期限

第1期・全期前納…… 4月30日(金)

第2期…… 8月2日(月)

第3期…… 12月27日(月)

第4期…… 平成17年2月28日(月)

※納税通知書および課税明細書は
4月の中旬に発送します

税務課 内線 215・216

口座振替を利用して納めている人

□ 口座振替を利用して納めている人については、「毎月納付」、「6カ月前納」、「1年前納」のいずれかの振替方法で納めていただいています。平成16年度分(4月分から平成17年3月分)以降についても、申し出されている振替方法で継続して振り替えを行うこととなります。

● 全額・半額免除が承認されている人

7月分から9月分までの全額納付書が3月下旬に送付されます。(半額免除の承認の人については、4月分から6月分までの半額分納付書も送付されます) なお、引き続き7月分以降も免除の適用を受けようとする場合は、7月から8月までに市役所または連絡所へ届け出をさせていただく必要があります。

● 学生納付特例が承認されている人

4月分から平成17年3月分までの納付書が3月下旬に送付されます。なお、引き続き学生で4月分以降も学生納付特例の適用を受けようとする場合は、4月から5月までに市役所または連絡所へ届け出をさせていただく必要があります。